平成２５年（フ）第２７号
川崎市幸区古市場２丁目85番地　飯野荘２階２号
債務者　坂口貴美代
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
川崎市宮前区神木本町２丁目12番４号　ホワイトオークＧ棟202
債務者　佐々木泰介
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
川崎市川崎区中瀬２丁目６番12―101号　リバーサイド
債務者　國本　文博
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
川崎市幸区柳町40番地５　モリス川崎202
債務者　斉藤　智英
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
川崎市麻生区岡上238番地１　ベルシャトレ111
債務者　新崎　正人
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
川崎市多摩区登戸2617番地２　シャインフォレスト208
債務者　島崎　博幸
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
横浜市保土ケ谷区西谷町747番地２　苅部ビル306号
債務者　小泉　忠昭
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１０号
横浜市保土ケ谷区西谷町747番地２　苅部ビル306号
債務者　小泉　信子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１号
東京都稲城市大丸630番地大丸アパート２号館705号
債務者　松田　和美
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月16日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２０４号
横浜市磯子区磯子２―９―16　ナイスアーバン磯子611、住民票上の住所横浜市磯子区磯子２丁目13番７号　コーポ歌水２―Ａ号
債務者　西澤　美保（旧姓柳本）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

財産状況報告集会等期日変更

平成２４年（フ）第１７号
大分県竹田市大字会々2750番地１
破産者　クドウ商事有限会社
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　平成25年４月16日午前10時30分の財産状況報告集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告期日を平成25年４月23日午前11時に変更する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第１８号
大分市富士見が丘東２丁目14番16号、開始決定時の住所大分市大字羽屋234番地の４グレイス南大分607
破産者　工藤　弘吉
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　平成25年４月16日午前10時40分の財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告期日を平成25年４月23日午前11時10分に変更する。
大分地方裁判所竹田支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２号
石川県鳳珠郡能登町字松波10字７番地
破産者　株式会社土幸勘右ェ門商店
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２０年（フ）第１０３号
福岡県大牟田市大字手鎌字栗の内1300番地の29
破産者　新三池漁業協同組合
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１８７号
秋田市泉中央２丁目26番２号　サンステージ大橋１号
破産者　小野　文男
1　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
2　一般調査期日　平成25年４月25日午前10時15分
平成25年３月21日
秋田地方裁判所民事第２部